

時価算定会計基準、公表議決

— ASBJ

去る6月27日、企業会計基準委員会は第411回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

時価算定会計基準の公表議決

「時価の算定に関する会計基準」案等について審議が行われた。

基準案等の内容については、ほとんど意見は聞かれなかった。しかし、「公表にあたって」に市場価格のない株式等の取扱

いについてまとめた図表が別表として添付されていたところ、

前回示された図表（2019年7月1日号（No.1549）情報フラッシュ5頁参照）から簡素になっていたため、委員からは「前回の図表のほうが詳しく

よいのではないか」との意見が出され、事務局からは「この図表は議決の対象外。公表までに考えたい」との回答があった。

基準案等については、出席委員全員の賛成により公表議決された。

改正実務対応報告18号の公表

実務対応報告18号「連結財務諸表作成における在外子会社等

文案検討に入る」との回答があった。

リース会計基準

前回の専門委員会（2019年7月1日号（No.1549）情報フラッシュ参照）で説明された日本船主協会による備船契約

会計

改正過年度遡及会計基準の適用時期、検討

— ASBJ、ディスクロージャー専門委

去る6月25日、企業会計基準委員会は第25回ディスクロ

ジャー専門委員会を開催した。前回（2019年6月20日号

（No.1548）情報フラッシュ参照）に引き続き「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する注記情報の充実」について議論が進められた。

主な審議事項は次のとおり。

適用時期

企業会計基準24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の改正案の強制適用の

時期と早期適用を認めるかどうかについて、2020年3月ま

でに基準化をするということを決めるという前提としたうえで、事務局から次のような提案が行われた。

の種類と特徴の説明の報告があった。

委員からは「長期のハイヤーなど動産を利用させてサービスをさせるものは相当ある。簡単な例も含めて議論すべき」との意見があった。

会計

法人税等会計基準の改正文案、示される

— ASBJ、税効果会計専門委

去る7月3日、企業会計基準委員会は第61回税効果会計専門委員会を開催した。第59回

（2019年1月10日・20日号（No.1534）情報フラッシュ

参照）、第60回（2019年3月10日号（No.1539）情報フラッシュ参照）での議論を踏まえ、企業会計基準27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会

計

法人税等会計基準の改正文案、示される

— ASBJ、税効果会計専門委

計

計

計基準」の改正文案が示された。

税金費用をどの区分に計上すべきか

第59回の議論では、事務局より示された税金費用の計上区分をめぐる2つの案のうち、案1を採用する方向となった。そのため、案1を採用した場合の文書について次の提案が行われた。

事業年度の所得税等に対する法人税、住民税及び事業税等の処理について、損益に計上する取扱いについて案1の考え方を取り入れる場合、当期税金費用の計上区分が繰延税金費用の計上区分と整合するとともに、かつ国際的な会計議論との整合性がみられる。よって、当事業年度の所得等に対する法人税、住民税、事業税を当期純利益、その他の包括利益、株主資本又はその他の包括利益類型額に区分して計上する

リサイクリングの処理に

関する検討

第60回の議論では、前記の案1を採用した場合に検討が必要な事項としてリサイクリングの会計処理があげられていた。そのうえで事務局より、仮に案1が採用された場合のリサイクリングの取扱いが提案された。

その他の包括利益に計上した法人税、住民税、事業税については法人税、住民税及び事業税が課される原因となる取引等が損益に計上された時点でのみ、その他の包括利益に計上された法人税、住民税、事業税のうち取引等が実現した部分をリサイクリングする取扱いとする

専門委員からは、「IFRSとの基準差が心配」、「実務的にみてリサイクリングを行わない選択肢もある」との声があがった。

国際会計
IFRS 17号「保険契約」の修正、公表
IASB

去る6月26日、IASBは公開草案「IFRS 17号の修正(ED/2019/4)」(以下、「本ED」という)を公表した。

修正の背景

IFRS 17号「保険契約」は2017年に最終基準が公表され、2021年1月1日以後に

会計・監査
カナメの要

倫理観を説明できますか

公認会計士
手塚 仙夫

「倫理」という言葉は、よく耳にする言葉である。ところが「倫理とはどんなものか説明しなさい」といわれると、明快な答えが出てこない。倫理の意味を言葉で説明することは難しいが、皆さんは、イメージとして「こんなことかな」というものは持っているように思われる。

基本規程」というものを作成しており、意味合いとしては弁護士業務に係る倫理観をまとめたものではないかと思われる。2つの業界が作成している規則や規程はそれぞれ職業人として守るべきこと、やってはいけないことを例示している。

それでは、一般人の倫理観とはどういうものかについては、何か書かれたものがあるかといえば、直接的に解説したものの存在はあまり記憶にない。それにもかかわらず、倫理観があるとかないとか議論する場合がある。何を基準に議論しているのかと不思議に思うが、実際は誰かが行った「ある行為」に関して、それを容認するか非難するかの議論である場合が多い。それぞれの議論の背景にはそれぞれの価値観があるように思われる。

「倫理」という言葉は、よく耳にする言葉である。ところが「倫理とはどんなものか説明しなさい」といわれると、明快な答えが出てこない。倫理の意味を言葉で説明することは難しいが、皆さんは、イメージとして「こんなことかな」というものは持っているように思われる。

それでは、一般人の倫理観とはどういうものかについては、何か書かれたものがあるかといえば、直接的に解説したものの存在はあまり記憶にない。それにもかかわらず、倫理観があるとかないとか議論する場合がある。何を基準に議論しているのかと不思議に思うが、実際は誰かが行った「ある行為」に関して、それを容認するか非難するかの議論である場合が多い。それぞれの議論の背景にはそれぞれの価値観があるように思われる。

もし、研究者の方でこの問題に興味を持っていただければ、ぜひ事例分析を行い企業という組織のなかでの倫理観について解明していただき、倫理観の醸成方法について発表していただけたらとの思いがある。ちなみに、公認会計士登録をして日本公認会計士協会会員となっている方で企業等の組織に所属されている方も、前述した倫理規則の適用があることを申し添えておく。

その基本原則とは、①誠実性、②公正性、③職業的専門家としての能力および正当な注意、④守秘義務、⑤職業的専門家としての行動の5つである。この基本原則をベースとしている。日本行動規範を規定している。日本弁護士連合会は、「弁護士職務

説明することがいかに難しいかはわかりただけだと思うが、今回倫理観をテーマにした目的は、企業における不祥事の発見・防止にこの倫理観を活用できないかということである。最近の大型企業の不祥事に関しては、多くの場合内部通報によ

り発覚する傾向にある。私が興味を持ったのは、内部通報者の気持ちの問題である。倫理観の観点から考えれば、内部通報者は長年不正の事実を知っており自分の倫理観からそれに耐えきれず、内部通報を行ったと考えられる。一方、内部通報者の利害に直結する問題であるため、内部通報を行ったということもあるかもしれない。

「倫理」という言葉は、よく耳にする言葉である。ところが「倫理とはどんなものか説明しなさい」といわれると、明快な答えが出てこない。倫理の意味を言葉で説明することは難しいが、皆さんは、イメージとして「こんなことかな」というものは持っているように思われる。

基本規程」というものを作成しており、意味合いとしては弁護士業務に係る倫理観をまとめたものではないかと思われる。2つの業界が作成している規則や規程はそれぞれ職業人として守るべきこと、やってはいけないことを例示している。

もし、研究者の方でこの問題に興味を持っていただければ、ぜひ事例分析を行い企業という組織のなかでの倫理観について解明していただき、倫理観の醸成方法について発表していただけたらとの思いがある。ちなみに、公認会計士登録をして日本公認会計士協会会員となっている方で企業等の組織に所属されている方も、前述した倫理規則の適用があることを申し添えておく。

開始する事業年度から適用開始とされている。最終基準化後もIASBはスムーズな導入を支援するため、移行リソース・グループを設置し適用上の疑問点を検討するなどの活動を行ってきたが、この過程でいくつかの課題が認識されたため、的を絞って修正することとなった。

主な修正提案

主な修正提案は、次のとおりである。

- ① 適用開始日を当初の2021年から2022年に1年延期する。
- ② 保険要素を含む貸付契約やクレジットカード契約について、一定の要件を満たす場合は、IFRS17号に代えて、IFRS9号の適用が選択可能または要求される。
- ③ 保険契約獲得費用のうち更新後契約に係る部分は、更新後契約が認識されるまで資産計上される。
- ④ 一般モデルにおいて、利益認識は保険カバーと投資リターンサービスの両方に基づいて行われる。
- ⑤ 直接運動有配当契約において再保険取引を活用している場合、リスク軽減オプション

(財務リスクによる変動を損益計算書に計上可)の使用を認める。一定の条件下では、移行措置に公正価値アプローチを用いるとともに、移行日以降はリスク軽減オプションを適用することもできる。

⑥ 元受保険契約が契約当初で不利な契約となる場合、保有する比例再保険契約によってカバーされる損失部分を利益として認識する。

⑦ 保険契約資産と保険契約負債は、ポートフォリオレベルで表示する。

⑧ 獲得した支払保険金負債は、初度適用時において発生保険金負債として処理する。

コメント期限

本EDへのコメント期限は2019年9月25日とされている。

という実務的な便法の適用には、借手が継続的に担保を補充することが合理的に期待できるかどうかの評価が必要であることを明確にする。

適用関係

コメント期限は2019年7月29日である。

適用日は、ASU2016-13を未適用の企業についてはASU2016-13と同じであり、早期適用は認められる。ASU2016-13を適用済みの企業については2019年12月16日以降開始する年度である。

国際会計

信用損失に関するASU案、公表

— FASB

去る6月27日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「金融商品—信用損失(トピック326)への基準書の改善」を公表した。

この公開草案は、2016年に発行したASU2016-13「信用損失(トピック326) — 金融商品の信用損失の測定」(2019年12月16日以降開始年度から適用)の改善または意図していない適用の修正のために発行され、一般的に現行の会計慣行に重要な影響を与えない。

改訂案の内容

主な改訂案は次のとおりである。

- PCD資産(信用が悪化している購入した金融資産)の評価勘定に、以前に消却したまたは消却予定である償却原価ベースの予想される回収を含め、信用損失引当金に未償却の非信用ディスカウントまたはプレミアムの回収または予想される回収を含めないことを明確にする。
- トピック326の適用日に存在する問題の生じた債務の再編に

金融

改善の兆しがみえない大企業製造業の景況悪化傾向

日銀は7月1日、6月の全国企業短期経済観測調査(短観)を発表した。大企業製造業の業況判断指数(DI)はプラス7で、前回3月の調査より5ポイント悪化した。

この短観は、全国の約1万社の企業を対象に四半期ごとに行われ、企業が自社の業況や経済環境の現状・先行きについてどうみているかを、具体的な数字も含めて企業に直接調査するものである。DIは、景況感が「良い」と答えた企業から「悪い」と答えた企業を差し引いた値で、回答時点での「最近」と3カ月後の「先行き」の2つの時点について回答を求めている。

大企業製造業の先行きのDIは7で、3カ月後も回答時点と同じ結果になった。前回3月調査では2四半期振りに悪化に転じ7ポイント悪化、そして今回の調査も5ポイント悪化となっ

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2019年6月27日	監査・保証実務委員会実務指針85号「監査報告書の文例」の改正	JICPA	KAM導入の監査基準の改訂およびそれに対応する監基報等を踏まえ改正されたもの。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190627cgi.html	—
2019年6月28日	公正なM&Aの在り方に関する指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—	経済産業省	MBOや支配株主による従属会社の買収についての考え方と実務上の対応を提示し、MBO指針を全面改訂したもの。 https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190628004/20190628004.html	—
2019年6月28日	グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針		グループガバナンスのあり方をCGコードと整合性を保ちつつ、実効性を確保するための一般的なベストプラクティスを示したもの。 https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190628003/20190628003.html	—
2019年7月3日	法人税基本通達等の一部改正について(法令解釈通達)	国税庁	令和元年度の法人税関係法令等の改正に対応し、所要の整備を図ったもの。 http://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/1906xx/index.htm	—
2019年7月3日	「移転価格事務運営要領」、「連結法人に係る移転価格事務運営要領」、「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領」、「連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領」の一部改正(事務運営指針)		国際課税関係の、令和元年度税制改正による租税特別措置法の改正等に伴う所要の整備を講ずるもの。 http://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/hojin/kaisei/190628/01.htm http://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/hojin/kaisei/190628_01/01.htm http://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/hojin/kaisei/190628_02/01.htm http://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/hojin/kaisei/190628_03/01.htm	—

証券

米中貿易摩擦、先送りの後は？

だが、次回9月時点の見通しは今回と同じでD Iが7だった。一方で、同じ大企業製造業の経常利益については、2019年度計画は前年度比マイナス8.1%で前回調査から下方修正となった。したがって、2017年以降の景況感悪化傾向と経常利益の減少傾向は改善の兆しがみえないといえる。他方で設備投資、ソフトウェア投資計画は、2018年度が双方ともに前年度比プラス7%台だったが、2019年度計画が前年度比プラス12%台で、前回調査から上方修正となった。年度単位でみ

た大企業製造業の設備投資意欲も、景況感や利益見込みの悪化傾向にかかわらず旺盛だ。景況感が改善しない要因は、米中間など貿易摩擦の影響、イギリスのEU離脱問題、さらに国内要因として消費増税の影響が考えられる。このため、次回調査に向けて利益見込みの急速な改善は困難だろう。しかし、業況判断D I見通しが今回調査で先行き横ばいとなったことが示すように、米中貿易摩擦の早期解決などの好材料が出れば、改善傾向が定着する端緒となる。

送りとなったが、大統領は態度を軟化させ、追加関税を課さなかった。それに加えて、ファーウェイという中国IT企業への制裁緩和も決定した。米中の貿易通商交渉は、米大統領の態度の軟化を印象づけたが、基本は問題の先送りであり、株式市場にとってはいわば肩すかしであるため株価のプラスの反応は、程度が限られた。今年後半の株式市場はアメリカ経済、中国経済、日本経済などの景気、金融政策の動向がカギを握るだろう。アメリカ経済については、FRBがすでに今年には利上げをしない態度をみせているため、一安心という空気がある。日本経済は、最近の日銀短観をみると、景気がどんどん悪化するという懸念は小さくなったといえる。業況判断では製造業が悪化したのが、非製造業はやや改善となり、内需の強さをうかがわせる。設備投資も結構強い。もつとも、10月の消費税引上げの影響がどう出るかは不確定である。

2019年が早くも後半に突入した。日本では、5月に新天皇が即位し、元号が平成から令和に代わった。多くの日本人に時代の転換という気持ちが生じたのではなからうか。今年前半の最後を飾る世界の政治・経済の大きなイベントは大阪で行われたG20であり、その焦点は米中の貿易通商摩擦の行方であった。中国に対して強硬な姿勢をとり続けるトランプ

米大統領は、交渉がまとまらなければ、ただちに中国からの輸入品に追加関税を課すと公言してきた。だが、一方で来年の大統領選を意識した言動も目立ってきており、アメリカの産業、消費者に打撃となる追加関税にどんな態度を打ち出してくるか、習近平国家主席とのトップ会談に注目が集まっていた。結果として、G20で米中の貿易交渉はまとまらず、問題は先

こうみると、日米ともにリスク要因は多いが、株価大暴落といった事態はしばらく避けられそう。